

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。



地域みんなで
支えましょう

共に生き
共に支え合う
まちづくりを
目指して

《今年の行動目標》

- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう

障害児・者のための 手当をご紹介します

在宅で生活をされている障害のある方や、障害児を療育している保護者に対して、右記のような各種手当が支給されます。

各種手当には障害の程度や所得要件等がありますので、詳しくは福祉事務所までお問い合わせください。



▶特別障害者手当

身体または精神に著しい重度の障害があるため、日常生活において常に特別の介護が必要な20歳以上の在宅障害者に対する手当です。支給額:26,620円/月

▶障害児福祉手当

日常生活において常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人に対する手当です。支給額:14,480円/月

▶特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対する手当です。支給額:1級…51,100円/月、2級…34,030円/月

▶高知県重度心身障害児療育手当

障害のある18歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対する手当です。支給額:7,300円/月

▶香南市心身障害児福祉年金

障害のある20歳未満の児童の保護者(現に監護を行う人)で1年以上香南市に住所を有し、かつ、居住している人に対する手当です。支給額:4,000円/月

手話を学ぼう/ 手話教室を開催します

～手話奉仕員養成講座入門課程～



手話のできる簡単な日常会話を覚えておくと、聴覚障害のある人とのコミュニケーションに役立ちます。簡単な手話から習得してみませんか?ぜひご参加ください。

■日時 平成27年9月3日～平成28年1月28日(計19回)
(毎週木曜日 午後7時00分～9時00分)

※11/19、12/24、12/31は開催なし

■場所 のいちふれあいセンター

■対象者 市内在住者または市内在勤者で受講後は手話活動にご協力いただける満18歳以上の人

■定員 20名(先着順)

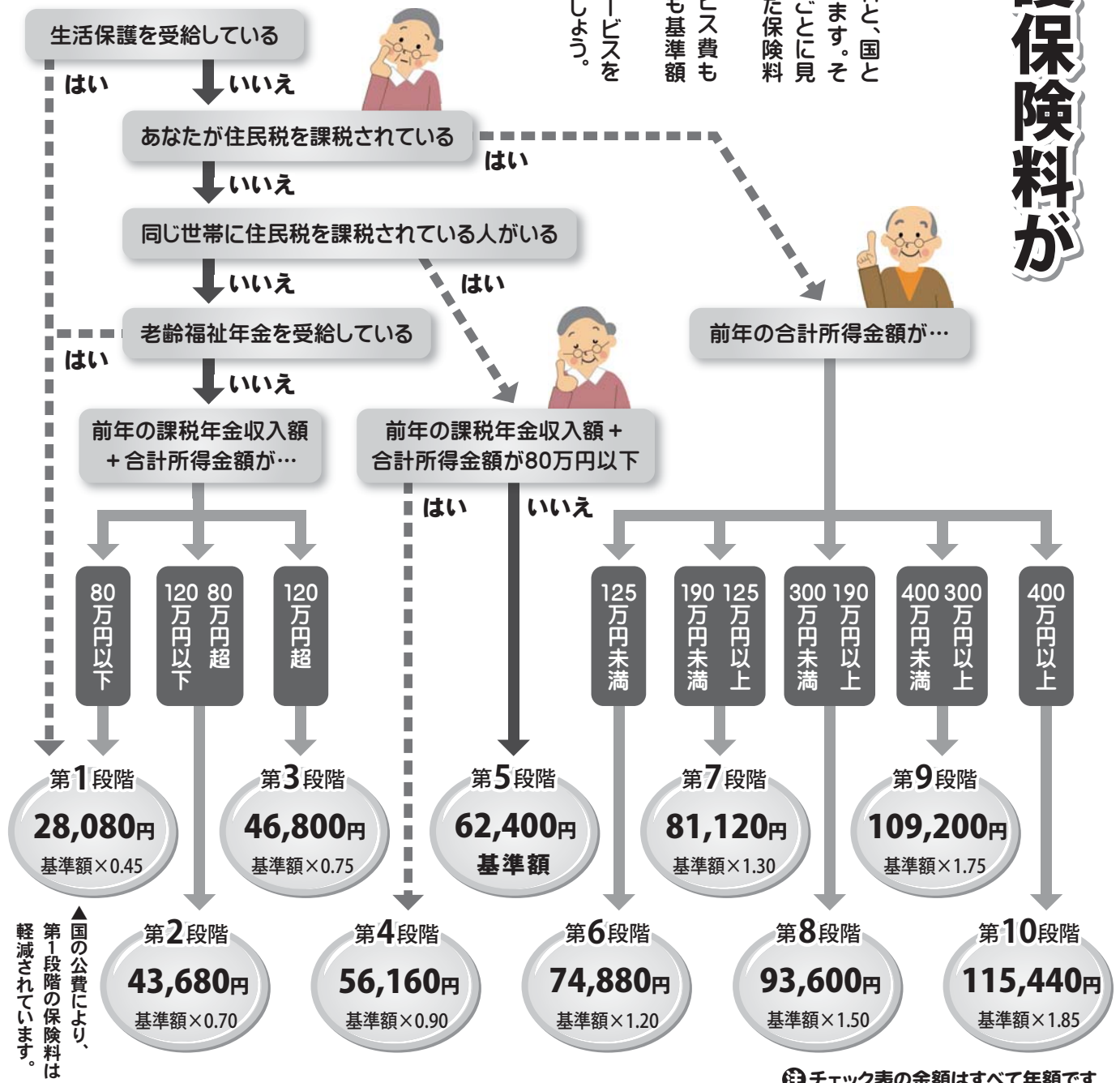
■受講料 無料

■テキスト代・教材費 3,240円

■募集〆切 8月10日(月)

■申込み・問合せ先 香南市福祉事務所 社会福祉係
TEL/57-8509 FAX/56-1148

あなたの介護保険料は…



65歳以上の介護保険料が 変わります